

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（「以下 社会福祉事業団という。」）業務委託一般競争入札要領、入札告示のほか、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が発注する業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 業務委託概要等

入札対象業務

- (1) 件名 障害者交流センター 中央監視業務委託
- (2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
- (3) 期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
ただし、令和2年度以降において、埼玉県社会福祉事業団の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。また契約期間中、指定管理者の変更があった場合は、甲、乙、及び新たな指定管理者にて、速やかに対応につき協議するものとする。
- (4) 概要 中央監視業務委託
各設備の運転操作及び監視・維持管理
環境衛生維持管理
プール維持管理
その他小修繕他

2 入札の方法等

- (1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領に基づき、入札日及び入札時間内に入札書を持参する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の消費税を除いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争入札参加者は、入札説明書、契約書、業務仕様書その他の資料を熟知の上、入札しなければならない。この場合、当該仕様書等について質疑がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 郵送、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (4) 競争入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をする

ことができない。

3 入札参加資格審査

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料の書類を2部提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書、一般競争入札参加資格等確認資料

ア 提出方法

下記の場所に2部持参すること。事前に電話で日時を連絡すること。

〒 330-8522

埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1

埼玉県障害者交流センター 庶務担当

電話 048-834-2245

FAX 048-834-3333

イ 提出受付期間

令和2年2月14日(金) 午前10時00分から

令和2年2月28日(金) 正午まで

※ 土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前10時から12時まで及び午後1時から4時まで(この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格確認申請書等は無効とする。)

※ 2/17(月)、2/18(火)、2/25(火)は休館により正面玄関は閉鎖のため、西側入口から入館すること。

(2) 資格審査書類

資格審査にかかる書類を別紙1「入札参加資格審査に係る確認資料の提出について」に従い、2部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認通知

公告文にある入札参加資格条件を全て満たした者とする。

ア 確認通知

入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格等確認申請書等を提出した者に書面により通知する。

イ 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は埼玉県障害者交流センター庶務担当に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果は書面により通知する。

ウ 入札参加資格の確認に係る通知日及び提出期限等

① 入札参加資格の確認通知日

令和2年2月28日(金)

- ② 「入札参加資格なし」確認結果通知日
令和2年2月28日（金）
- ③ 入札参加資格の有無の再確認請求期限
令和2年3月3日（火）正午まで
- ④ 再確認の結果通知日
令和2年3月4日（水）午後5時まで

4 質疑に関する事項

業務仕様書等に関して質疑がある場合は、埼玉県障害者交流センター庶務担当へファクシミリにより質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和2年3月 5日（木） 午前10時から
令和2年3月 9日（月） 正午まで

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和2年3月10日（火）午後3時までに、入札参加資格者全員にファクシミリにて送付する。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 入札日

令和2年3月12日（木） 午前10時

(2) 入札場所

〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター 第3・4研修室

(3) 開 札

入札終了後直ちに開札する。

6 入札保証金に関する事項

有り

(1) 入札保証金の率

見積金額の100分の5以上

(2) 入札保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に国、県又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、そのものが契約を締結しないおそれがないと認めるとき。

ウ その他上記に準ずる場合であると認められたとき。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は落札者が納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書（1回目のみ）を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は2回とする。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領（「以下会計事務処理要領という。」）第2章第6節第2の4（1）の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲以内で、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

(5) 最低制限価格

設定しない。

8 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託一般競争入札要領第22条及び会計事務処理要領第2章第6節第2の5に該当する入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札

(3) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者による入札

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約の受託者は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

ア 落札者が保険会社との間に事業団を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者が過去2年間に国、県又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、そのものが契約を締結しないおそれがないと認めたとき。

ウ その他、上記に準ずる場合であると認めたとき。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金は、契約締結し、誠実に業務遂行1ヶ月後還付する。

10 委託業務履行保証人に関する事項

契約の受託者は、契約に当たって委託業務履行保証人を附するものとする。

なお、委託業務履行保証人は、受託者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するとともに、契約受託者が、その責務を履行しない場合において、その履行をなす責務を負うものとする。

11 契約書作成の要否

12 その他必要な事項

(1) 入札参加者が、業務委託入札に関して要した経費は、すべて当該競争入札参加者が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1

埼玉県障害者交流センター 庶務担当

電話：048-834-2245

FAX：048-834-3333